

第10回はむらふるさと祭り

日時 9月25日(土)午後1時～8時・26日(日)午後1時～6時

会場 小作駅東口広場

交通規制 両日、午前11時から午後8時まで、小作駅東口ロータリー周辺で交通規制を行います。ご理解とご協力をお願いします。

主催 はむらふるさと祭り実行委員会

後援 羽村市・羽村市商工会・羽村市観光協会

問合せ はむらふるさと祭り実行委員長(黒田)

☎ 554-9711



プログラム

9月25日(土)

市内の全小学校や幼稚園・保育園、ソーラン団体などが出演します。

■午後1時～ 鼓笛演奏・よさこいソーラン・ハワイアン ほか

■午後2時20分～ 開会式

■午後2時35分～ 市内全小学校による「みんなであそぼう！ソーラン」

■午後2時50分～

よさこいソーラン・ダンス・金管演奏・ヒップホップダンス・ダンス・フラダンス・和太鼓

9月26日(日)

市内小学校・市内外のソーラン団体などが出演します。

■午後1時～ 和太鼓・よさこいソーラン・フォーダンス・チアリーダー

■午後5時35分～

各団体による「よさこいソーランファイナーレ」

■午後5時50分～ 閉会式



秋の味覚・サツマイモの収穫を楽しもう

市内の農家が育てたサツマイモを収穫することができます。

自分で収穫したサツマイモの味は格別です。家族やグループで収穫が楽しめます。

収穫期 10月中旬～11月上旬

料金 1区画(10株) 1700円

農園所在地 ①栄町2-10 ②小作台5-16

区画数 ①50区画②90区画(いずれも先着順)

園主連絡先 ①小作(沖農園) ☎ 554-0593

②宮本 ☎ 554-6943

申込み・問合せ 10月1日(金)午前9時～正午に、直接産業活性化推進室農業観光振興係(市役所西分室)へ

※10月1日(金)正午以降は、各農園の園主へ直接申し込んでください。

※申込み時に料金を支払っていただきます。おつりのないようお願いいたします。

※市外の方も申し込むことができます。



稲作体験 稲刈り・脱穀

羽村市青少年対策地区委員会連絡協議会では、6月に苗取り・田植えを行いました。

10月は稲刈り・脱穀を行います。

「自分の植えた苗はどのくらい成長したかな?」と思っている方や、6月に体験できなかった方は、ぜひ参加してください。

稲刈り・収穫祭

日時 10月9日(土)午前8時30分集合・午前9時開始

(雨天の場合は16日(土))

脱穀

日時 10月23日(土)午前11時30分集合・正午開始

(前日または当日雨天の場合は30日(土))

※昼食を済ませてから集合してください。

会場 根がらみ前水田

対象 小・中学生

※直接会場へお越しください。

※汚れてもよい服装で参加してください。

主催 羽村市青少年

対策地区委員会連絡

協議会

問合せ 児童青少年課

青少年係/羽村市青

少年対策地区委員会

連絡協議会(木村)

☎579-0327



皆様のお越しをお待ちしています。

問合せ 郷土博物館
☎ 558-2561

開館時間

□ 9月30日(木)まで: 午前9時~午後6時

(旧下田家住宅は午後5時まで)

□ 10月1日(金)から: 午前9時~午後5時

(旧下田家住宅は午後4時まで)

※催し物によって、開催期間が9月と10月にまたがります。注意してください。

■ミニ展示「ものからみる羽村の職人その3 建具屋」

昭和30年代、羽村には建具屋が10軒ほどありました。「ものからみる羽村の職人」第3弾では、建具職人が使う鉋(かんな)を中心に、羽村の建具屋を紹介します。

期間 9月11日(土)~10月31日(日)

※9月20日(月)、10月11日(月)は祝日のため開館します。

会場 オリエンテーションホール

入館料 無料

※直接会場へお越しください。

■季節展示「お月見かざり」

今年の中秋の名月は9月22日(水)です。十五夜に合わせて、旧下田家住宅の縁側にお月見かざりを飾ります。

澄み渡った秋空の下、旧下田家の縁側でゆったり過ごしてみませんか。

期間 9月18日(土)~23日(木)

※9月20日(月)は祝日のため開館します。

会場 旧下田家住宅

入館料 無料

※直接会場へお越しください。

■企画展「中里介山の世界をみる『大菩薩峠』の挿絵・自筆書画から」

長編小説『大菩薩峠』の作者である中里介山は、羽村で生まれ育ちました。今回の展示では、自筆の書画や『大菩薩峠』の挿絵を通して、中里介山の世界をご覧いただきます。

期間 9月25日(土)~12月19日(日)

※10月11日(月)は祝日のため開館します。

会場 企画展コーナー・学習室

入館料 無料

※直接会場へお越しください。



▲中里介山自筆画

住宅用太陽光発電システム

設置費助成 第3期受付開始

助成金額 システムの設置1件につき5万円

※助成金の交付は1世帯1システム限りです。

第3期受付期間 10月1日(金)～12月28日(火)

※先着順に受け付け、予定数に達した時点で受付を終了します。

※申請書は市役所2階環境保全課で配付しているほか、市ホームページからダウンロードすることができます。

※申請要件など詳しくは、問い合わせてください。

申請先・問合せ 環境保全課環境保全係

環境審議会 市民公募委員の募集

市の環境保全などに関する施策を推進するために必要な事項を、調査および審議していただく環境審議会の市民公募委員を募集します。

応募資格 市内在住・在勤の18歳以上の方

※現在、市の審議会・懇話会などの委員に在任している方は応募できません。

募集人員 5人

任期 平成22年9月28日～24年9月27日

開催時間 原則、平日の昼間

報酬 1回9000円

応募方法 9月22日(水)午後5時(必着)までに、「羽村市の環境保全に関する考え」について800字程度の作文にまとめ、「住所・氏名・年齢・職業・電話番号」を記入し、郵送・ファクス・Eメールまたは直接応募先へ

※選考結果は応募者全員にお知らせします。

応募先・問合せ 〒205-8601(住所記載不要)

羽村市環境保全課環境保全係 554-2921

✉ s20500@city.hamura.tokyo.jp

たま川兄弟 減右衛門と量右衛門のこれやってる？
くん煙式殺虫剤をごみとして出すときは？の巻

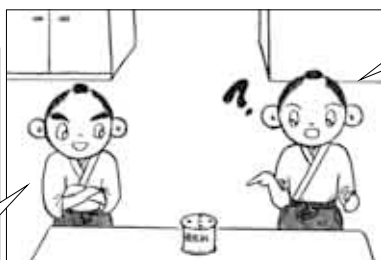
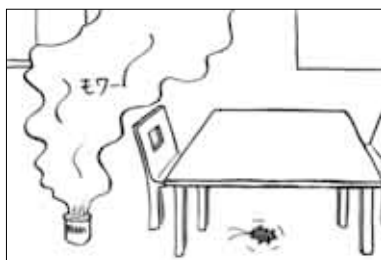
減右衛門

量右衛門



うわー！
ゴキブリ！

一匹見たら10倍はい
るぞ！
くん煙式殺虫剤をた
こう。



ところで、使い終わっ
たこの缶は「缶」で捨
てていいの？

いや、中身が取り出せ
ないから、燃やせない
ごみで出すんだよ。



ほかにもプラスチック
製やスプレー式のもの
もあるよね。

それぞれの捨て方で出
そうね。

このマーク知っていますか？⑥

聴覚障害者標識

政令で定める程度の聴覚障害があることを理由として運転免許証に条件を付されている方が、周囲の運転者に対する注意喚起のため、運転する車に表示する標識です。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に対して無理な幅寄せや割り込みをすると、道路交通法違反となります。

問合せ 障害福祉課
障害福祉係



お客様の心をわしづかみにする

マーケティングセミナー

「マーケティングってなんだろう？」

「お客様の期待に応え、競合他社との競争に打ち勝つには？」など、分かりやすく解説します。

経営者、営業担当者の方など、ぜひ参加してください。

日 時 10月4日(月)午後6時～8時

※本来月曜日は休館日のため、セミナー以外の施設利用はできません。

会 場 産業福祉センター2階ホール

定 員 100人(先着順)

参加費 無料

内 容

- ①顧客を理解する考え方とその手法
- ②競合他社との競争に打ち勝つ「競争の原理原則」
- ③競争優位性の見つけ方・創り方

講 師 ジャッキー柴田さん(マーケティングコンサルタント)

申込み・問合せ 9月24日(金)までに、

電話またはファクスで産業活性化推進室商工業振興係へ ☎570-0040

40 FAX 579-2590

第2回消費生活講座

除菌・消臭って必要？その安全性は？無菌化社会の落とし穴

「消臭○○」「抗菌××」「殺菌△△」

という商品が、コマーシャルなどで盛んに流されていますが、その効果は本当に必要なのでしょうか。

除菌・消臭などの必要性和安全性、無菌化社会の落とし穴について話します。

日 時 10月7日(木)午後1時30分～4時

会 場 消費生活センター活動室

定 員 50人(先着順)

参加費 無料

講 師 渡辺雄二さん(科学ジャーナリスト・評論家)

※一時保育あり(対象：1歳半～未就学児/定員：5人(先着順)/費用：50円(おやつ代)/申込み：10月1日(金)午後5時までに、電話または直接消費生活センターへ。

申込み・問合せ 9月17日(金)午前9時から、電話または直接消費生活センターへ ☎555-1111

から、電話または直接消費生活センターへ ☎555-1111

から、電話または直接消費生活センターへ ☎555-1111

から、電話または直接消費生活センターへ ☎555-1111

から、電話または直接消費生活センターへ ☎555-1111

から、電話または直接消費生活センターへ ☎555-1111



2010 国勢調査

ニュース

NO. 4

国勢調査が始まります！

5年に1度の国勢調査は、年齢・国籍に関係なく日本に住んでいるすべての人が対象となる、国の最も基本的な統計調査です。「統計法」という法律に基づいて行われ、回答が義務付けられています。

調査の結果は、児童福祉、高齢の方の介護・医療、若者の雇用対策など、私たちの暮らしの大切な基礎データとなります。ご理解とご協力をお願いします。

■9月下旬から国勢調査員が伺います

調査票が手元に届いたら、平成22年10月1日現在の状況を記入してください。

調査員は顔写真付の「調査員証」と「腕章」を身に付けています。

※国勢調査員を装った不審な訪問者や、電話・メールなどに注意してください。不審な点がありましたら庶務課庶務文書係へ連絡してください。

■郵送提出(切手不要)をおすすめします

郵送提出は、外出先からでも投函できるので便利です。

そのほか調査員による回収、市役所へ持参、インターネットでの回答もできます。

なお、調査員へ提出する場合は、提出用封筒に封をして提出してください。調査員が内容を確認することはありません。

問合せ 庶務課庶務文書係

- 直接調査票を渡せない場合は、郵便受けやドアポストに「連絡メモ」や調査票などを入れ、記入をお願いすることがあります。
- 9月20日(月)～10月7日(木)の間に留守にされ、調査票の記入ができない場合や、調査票が手元に届かない場合などは、庶務課庶務文書係へ連絡してください。

